



凡例

	生活利便地区A
	生活利便地区B
	住宅地区A
	住宅地区B
	住宅地区C
	道路境界より1m以上後退
	かき又はさくの構造の制限区域

行政区画

鴻巣市

記号

▲ 37.2	三ノ丸
▲ 25.62	赤坂
▲ 42.3	赤坂
▲ 23.6	赤坂
▲ 35.6	赤坂
▲ 25.73	赤坂
▲ 12.3	赤坂
▲ 12.3	赤坂

鴻巣市役所